



厚生労働省福島労働局発表  
平成31年4月10日(水)

担 課 課 当	【照会先】
	福島労働局職業安定部職業対策課
	長 坂 本 規 子
	長 補 佐 佐 藤 道 夫
	地方障害者雇用担当官 菅 野 敏 弘
	TEL 024(529)5463 FAX 024(536)4211

## 民間企業における障害者雇用状況の集計結果 (平成30年6月1日現在)

～ 県内の民間企業に雇用されている障害者数は**4,949.5人と過去最高を更新** ～

福島労働局では、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者**45.5人以上**の規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、平成30年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況の報告を求め、集計結果を取りまとめましたので公表いたします。

なお、福島労働局及びハローワークでは、今後もチーム支援を中心とした手厚い就職支援のほか、県内7会場における「精神障害者・発達障害者雇用促進セミナー」や「障害者就職面接会」の開催等により、障害者の更なる雇用の促進と定着支援を図っていきます。

### 【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率2.2%)

【第1、2、3表】

- ・雇用障害者数は**4,949.5人(過去最高を更新、前年比326.5人増)**
- ・実雇用率は**2.04%(同0.09ポイント上昇)** ※全国平均2.05%
- ・法定雇用率達成企業の割合は**53.1%(同2.6ポイント低下)** ※全国平均45.9%(同4.1ポイント低下)
- ・福島県における実雇用率上位9企業 【第4表】

※1 民間企業の法定雇用率は、平成30年4月1日より2.0%から2.2%に引き上げられています。

※2 報告対象企業は、平成30年4月1日より45.5人以上規模になっています。

# 障害者の雇用状況の推移（福島県）

（平成30年6月1日現在）

福島労働局職業安定部職業対策課

## 1 民間企業における雇用状況

【 第1表 年度別障害者の雇用状況 】 （各年6月1日現在）

項目 地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の 基礎となる対象常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
福島県	25	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69	46.6
	26	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76	47.9
	27	1,308	230,986.0	4,244.5	1.84	50.5
	28	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6
	29	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7
	30	1,425	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1

(参考)

項目 地域	年度	対象企業数	法定雇用障害者の算定の 基礎となる対象常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 の割合 (%)
全 国	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8
	29	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9

【 第2表 年度別・規模別障害者実雇用率の推移 】 （各年6月1日現在）

年度 規模 (人)	福島県											
	28				29				30			
	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業割合 (%)
45.5～ 100人未満	48,389.5	689.5	1.42	51.1	47,696.0	684.0	1.43	52.0	52,174.5	772.5	1.48	50.9
100～ 300人未満	72,286.5	1,351.0	1.87	58.2	74,702.0	1,409.0	1.89	59.5	73,815.5	1,532.0	2.08	57.4
300～ 500人未満	27,086.0	505.5	1.87	47.4	26,410.5	496.5	1.88	53.2	28,101.5	556.0	1.98	53.1
500～ 1000人未満	26,290.5	539.5	2.05	45.2	27,966.5	603.5	2.16	62.2	27,500.5	596.0	2.17	42.2
1000～	60,586.0	1,370.5	2.26	67.9	60,769.0	1,430.0	2.35	77.8	60,511.0	1,493.0	2.47	59.3
計	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1

- (注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。  
 2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年から平成29年度は50人以上、平成30年度より45.5人以上規模となっている。  
 3 平成30年度より精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内の方」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」かつ「平成35年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方」は、雇用率算定の際に対象者1人につき本来0.5カウントとしているところを、1.0カウントとして算定している。

※重度障害者：1級又は2級の身体障害者及び知的障害者で程度が重いと判定された者。

※短時間労働者：1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者。

【第3表 主な産業の年度別障害者実雇用率の推移】（各年6月1日現在）

福島県												
年度	28				29				30			
産業	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達 成企業割 合(%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達 成企業割 合(%)	法定雇用障害者の 算定の基礎となる 対象労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達 成企業割 合(%)
建設業	6,449.0	98.0	1.52	58.0	6,461.5	115.0	1.78	62.5	6,740.0	128.0	1.90	61.8
製造業	60,936.5	1,231.5	2.02	62.8	60,234.0	1,227.5	2.04	64.7	61,953.5	1,310.0	2.11	60.4
情報通信業、 運輸業、郵便業	13,168.0	211.5	1.61	51.4	12,895.0	218.0	1.69	57.0	13,629.5	239.5	1.76	51.7
卸売業・小売業、宿泊業、 飲食サービス業	65,306.5	1,255.5	1.92	42.7	62,985.5	1,263.5	2.01	44.6	62,449.0	1,330.0	2.13	40.7
金融業、保険業、不動産 業、物品賃貸業	8,288.5	139.0	1.68	32.1	8,474.5	143.5	1.69	36.7	8,509.5	146.0	1.72	36.4
医療、福祉	44,348.0	882.0	1.99	57.7	45,389.5	913.5	2.01	61.0	46,911.5	1002.5	2.14	57.0
教育、サービス業	34,647.0	612.5	1.77	47.0	39,854.0	715.0	1.79	46.6	40,677.5	767.0	1.89	49.0
その他	1,495.0	26.0	1.74	42.9	1,250.0	27.0	2.16	40.0	1,232.5	26.5	2.15	50.0
計	234,638.5	4,456.0	1.90	53.6	237,544.0	4,623.0	1.95	55.7	242,103.0	4,949.5	2.04	53.1

【第4表 障害者雇用状況報告に基づく福島県内実雇用率上位9社】（平成30年6月1日現在）

企業名	業種名	所在地	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数（人）	実雇用率（%）
(株)クラロン	繊維工業	福島市	131	35.11
社会福祉法人 郡山コスモス会	社会保険・社会 福祉・介護事業	郡山市	48.5	20.62
(株)江戸屋	食料品製造業	会津若松市	59	14.41
(社福)ほっと福祉記念会	社会保険・社会 福祉・介護事業	郡山市	109	14.22
学校法人 熊田学園	学校教育	須賀川市	45.5	13.19
郡山観光交通株式会社	道路旅客運送業	郡山市	54	12.96
コバテック(株)	印刷・同関連業	本宮市	75.5	11.26
(株)サンエイ海苔	食料品製造業	相馬市	127	11.02
株式会社 銀嶺食品	食料品製造業	福島市	64	10.94

## ◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- |               |       |   |   |
|---------------|-------|---|---|
| ○ 民間企業        | ……    | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2%〔2. 0%〕<br>（45. 5人〔50人〕以上規模の企業）<br>特殊法人等 …………… 2. 5%〔2. 3%〕<br>〔労働者数40人〔43. 5人〕以上規模の特殊法人、<br>独立行政法人、国立大学法人等〕 |
| ○ 国、地方公共団体    | …………… |   | 2. 5%〔2. 3%〕<br>（40人〔43. 5人〕以上規模の機関）  |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… |   | 2. 4%〔2. 2%〕<br>（42人〔45. 5〕以上規模の機関）   |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\begin{array}{l}
 \text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} \\
 + \text{ 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数} \\
 \text{障害者雇用率} = \frac{\quad}{\quad} \\
 \text{常用労働者数} + \text{ 失業者数}
 \end{array}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0. 5人分としてカウントされる。